



表(1)令和6年度保険料の料率

区分	令和6年度	令和5年度	差引	
医療分	所得割率	8.41%	7.80%	0.61%
	均等割額	23,720円	21,800円	1,920円
	平等割額	25,120円	23,460円	1,660円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	0円
支援分	所得割率	3.23%	3.11%	0.12%
	均等割額	9,000円	8,580円	420円
	平等割額	9,520円	9,200円	320円
	賦課限度額	240,000円	220,000円	20,000円
介護分	所得割率	2.69%	2.69%	0.00%
	均等割額	7,760円	7,760円	0円
	平等割額	6,100円	6,100円	0円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

令和6年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、加入者の保険料と国・府・市の負担金などの公費(税金)によって医療費がまかなわれています。市では、令和6年4月1日現在で、9437世帯、1万3779人が国保に加入しています。

今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は40〜64歳までの国保加入者に係る介護保険(第2号被保険者)の分です。

それぞれの負担の考え方は、医療分の保険料は京都府全体の医療費の見込みの内、城陽市の被保険者が負担する金額から、府・市の負担金を差し引いた残りを加入者が負担し合うものです。また、支援分は後期高齢者の医療にかかる医療費について、介護分は介護保険にかかる納付金について負担し合うものです。

保険料の料率

6月17日付けで世帯主宛てに通知します。

保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。令和6年度保険料の単価や率は、表(1)をご覧ください。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容は同じです。そのため、保険料には表(1)のとおり負担の限度額(賦課限度額)が設けられています。

表(2)保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	【43万円+10万円×(給与所得者等※の数-1)】以下
5割軽減	【43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下
2割軽減	【43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下

※世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した人)のうち、一定の給与所得者または公的年金に係る所得を有する人

保険料の計算方法

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたら、表(1)〜(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」(変更の通知)を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく、国の資格を取得した月から、資格を失った月から、資格を失った月

表(3)未就学児の均等割額の軽減

低所得者の軽減割合	未就学児に係る均等割額の軽減割合	
	未就学児の軽減なし	未就学児の軽減あり
軽減なし	軽減なし	5割軽減
2割軽減	2割軽減	6割軽減
5割軽減	5割軽減	7.5割軽減
7割軽減	7割軽減	8.5割軽減

の前月までの計算となります。

ただし、保険料のうち介護分については、40歳になる月(月の初日生まれの場合は前月)から65歳になる前月(月の初日生まれの場合は前々月)までの分を納めていただきます。

40歳になるときは40歳になった月の翌月に変更の通知を送付しますが、65歳になるときはあらかじめその月数を見込んで保険料の通知をさせていただきますので、65歳になっても変更の通知は送付しません。

75歳になることにより、75歳から後期高齢者医療に変わる人は、75歳になる月の前月までの保険料で計算して通知しています。後期高齢者医療の保険料は75歳になる月の翌月以降に別途通知します。

低所得者の保険料の軽減

所得が一定額よりも少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度

表(4)保険料の計算方法

$$\text{保険料} = \text{医療分} + \text{支援分} + \text{介護分}$$

医療分	=	所得割額	+	均等割額	+	平等割額
支援分 介護分		加入者全員の 基準総所得額		×所得割率		加入者数×均等割額

※基準総所得額=総所得金額など-基礎控除金額(43万円(前年の合計所得が2,400万円を超えると段階的に減少します))

※介護分は、40〜64歳までの国保加入者にかかります

※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合

(世帯主の所得の種別は「給与」所得、妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
43万円	7割	28,800円	10,900円	4,100円	43,800円
128万円	5割	119,600円	45,700円	29,700円	195,000円
199万円	2割	208,100円	79,500円	53,000円	340,600円
300万円	-	312,400円	119,500円	82,900円	514,800円
600万円	-	564,700円	216,400円	163,600円	944,700円

保険料の納付は口座振替で

市役所にて「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を実施しています。銀行の届出印が不要で、専用端末にキャッシュカードを通して暗証番号を入力するだけで手続きが完了するサービスです。手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと、本人確認書類をご持参ください。

ペイジーが利用できる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局、京都やましろ農業協同組合

※上記以外の市の取扱金融機関を利用したい場合、直接金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください

ている場合は、当該軽減後の均等割額の2分の1をさらに軽減します。軽減の対象者は国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)です。

軽減割合については表(3)をご覧ください。

保険料の
過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「令和6年度過年度新規分」として賦課されることとなります。
通知書は、過年度新規分と令和6年度分の2通または3通送付される場合があります。

保険料の特別徴収

令和6年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、令和6年4月支給分の年金から始まっています。
4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を令和6年4月1日付けで送付しています。

特別徴収の対象は、次の①～③全てに該当する世帯主です。
①国保加入者全員が65歳以上の世帯
②年金支給額が年額18万円以上の世帯
③介護保険料と国民健康保険料の合計金額が基礎年金支給額の2分の1を超えない世帯
ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されている場合は、引き続き口座振替で納付できます。
特別徴収対象世帯の世帯主が75歳に到達する年度は、納付書でのお支払いに戻りますのでご注意ください。

保険料の特別徴収からの変更

特別徴収で保険料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することが出来ます。
①金融機関へ届出をする

「持ち物」通帳、通帳届出印、被保険者証または令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書

健診を受けよう!



じょうりんちゃん

特定健診が無料で受けられます

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。対象者には個別に通知しています。



詳しくはこちら

国保の加入者は受診費用が無料です。日ごろの健康管理のために、ぜひこの機会に受診してください。

※被保険者証を持参の上、受診してください

※市の実施する人間ドックの受診補助を利用する場合、特定健診は受けられません

正通知書

②金融機関への届け出後、国保医療課へ届出をする

「持ち物」被保険者証、口座振替依頼書控え

7月末までに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、有効期限が通常より短い「短期被保険者証」の交付になります。保険料の未納によりこの証の有効期限が切れていても国保の資格はありませんので、医療機関にかかるときは必ず事前に、国保医療課に相談してください。

スマートフォンアプリによる納付

保険料を納付書で納めている場合、Pay Pay、LINE Pay、d払い、au PAYで保険料が納付できます。

アプリをダウンロードしたスマートフォンで納付書のバーコードを読み取ってお支払いください(事前にチャージが必要)。

保険料の減免

保険料の納付が困難で次のような状況の人には、保険料を減免できる場合があります。

産前産後期間の国保料軽減措置について

被保険者が出産する場合、産前産後の保険料が軽減されます。

世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給などにより出産の事実を市が確認できる場合、届出は不要です。

対象 出産する予定または出産した被保険者

※令和5年11月1日以降に出産した被保険者が対象となります

軽減の内容

○単胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の所得割と均等割の保険料

○双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の3カ月前から6カ月間の所得割と均等割の保険料

出産育児一時金について

城陽市国保に加入している被保険者が出産すると、出産育児一時金として50万円が支給されます。

※妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、支給額が48・8万円となります

70～74歳の人の医療

70～74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70～74歳の人が、またはその人と同一の世帯に属する70～74歳の人です。

高齢受給者証を忘れずに!

70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付しています。医療機関にかかるときは被保険者証と一緒に忘れずに提示しましょう。

訪問健康相談を実施します

特定健診や人間ドックの受診結果から支援などが必要な人に対し、訪問等による健康相談を行う予定です。

健康マイレージ事業実施中

国保加入者に楽しく健康づくりをしてもらうため、スマートフォン「arukuu&(あるくと)」を利用した事業を行っています。アプリ内で城陽市国保の団体登録を行い、イベント(年3回実施)で目標をクリアすると城陽市独自の特典が抽選でもらえます。

各種がん検診受診費用助成券

各種がん検診を10月31日まで(子宮頸がん検診・乳がん検診は令和7年2月28日まで)実施しています。受診時点で国保に加入している場合、窓口で負担した受診費用は、国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書(ハガキ)」が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください。

今年度からインターネット申込が始まりました!

人間ドック・脳ドック受診補助受付中

国民健康保険被保険者

- 対象…次の全てに該当する人
 - ・市国保に1年以上継続加入している
 - ・前年度および当該年度に市ドック補助を利用していない
 - ・当該年度において、市が実施する特定健診または大腸・肺・胃がん検診との重複受診がない
 - ・35～74歳で入院または妊娠していない
 - ・保険料の滞納がない、または納付相談の上、納付計画履行中
- 補助内容…人間ドック、脳ドック ※併用可
- 補助額…市ドック費用の7割相当額

後期高齢者医療被保険者

- 対象…次の全てに該当する人
 - ・入院していない人
 - ・当該年度に市ドック補助を利用していない
 - ・当該年度において、市が実施する健康診査または大腸・肺・胃がん検診との重複受診がない
- 補助内容…人間ドックのみ、人間・脳ドック併用のいずれか ※脳ドックのみのコースはありません
- 補助額…一律15,000円

いずれも受診期間は
令和7年3月31日までです

いずれも12月27日(金)までにインターネットから申し込み、または国保医療課国保年金係へ直接(電話不可。来庁が困難な人は郵送可)
※市ドックの検査項目など、詳細は市ホームページをご覧ください
※申込前に受診した費用は補助できません
※人間ドックと特定健診などの両方を受診した場合、特定健診等は全額自己負担



詳しくはこちら

還付金詐欺にご注意ください!

市や日本年金機構などの職員を名乗り、ATMから振り込みをさせる事案が発生しています。市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、以下の点に心掛けてください。

- ①慌てず、本人や関係行政機関に連絡する
- ②振り込む前に家族に相談する
- ③ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関へお問い合わせください

問消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110